

民法の団体法的関係

宮 司 正 明

- 一、民法の団体法的関係
　　はじめに
- 二、共有の団体的関係
- 三、準共有の団体的関係
- 四、入会の団体的関係
- 五、合有の団体的関係
- 六、総有の団体的関係
- 七、おわりに

一はじめに

周知のとおりドイツ固有のゲルマン法は、ゲルマン民族の固有法であるが、中世におけるザクセン・シュピーゲル (*Sachsenspiegel*) をその法源としている。この法典は伝統的な原始的民族制度にその要因を見出すとされ、ゲルマン的法思想の展開は、团体主義を基調に個人主義の絶対性を否認し、共同体的団体の枠内でその構成要員として個人の存在を認容し、共同体的精神としての人格は、組織化された構成要員として是認、尊重すると、^① いうゲルマン法的認識であつたと理解されるのである。実にゲルマン法は、後世に共同体的団体法の法思想を移植継続し、十九世紀初頭に

みられたギーレー(Gierke)の团体法・その团体法的体系は、やへ阻隔、取扱われた理屈(理屈) 形状法とおも、実体法上の具体的なむふつて容認し、その理解は二十世紀の初葉に至り、労働法、経済法等に觀取られるのであり、やへじに社会法く、むじての転化も団体法の1環として首肯し、理解され得るまでに至ったのである。⁽²⁾

やへじがた私法典における共同体的、团体法的精神を包含、組成した法典として、ムニシパリティヤセの普通州法典(Allgemeines Landrecht Für die Preußischen, 1794)、フランク民法典(Code civil des Français, 1804)、ムニシパル民法第1草案(Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, 1883)等を擧げよ。

就中、ドイツ民法第1草案は、「わが民法典の母法である」といは周知のとおりだね。

やへじ、十九世紀のわが民法典は、初条に「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」とし、先づ人間の尊厳と個人主義を強調し、法律生活を満喫するに充分であったが、二十世紀民法典は、私権に先立つゝ「公共ノ福祉」を以つて前面に表示し、個人主義に換えるに団体主義を強調するに至つた。すなわち「私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ」と規定したのである。このよきな因由から提唱される「市民法から社会法く」と強調される所以め理解されぬし、また民法からの経済法への志向を唱導する法思潮の理解も首肯することができるのである。⁽³⁾

また認識の対象となるあらゆる現象は、人を主軸に展開する処から、その活動は主体が人間に存在し帰属し、人間の心情にその根本的基本を希求して、信義誠実なる道徳的規範を導引し、成文化するに成功したのである。そして、信義誠実の原則は幾多の法規範適用の判決に当つて、道徳規範として適用、運用され、その実果は法規範への介入であり、一般的普遍的原則への逃避であると非難されたこの原則は、二十世紀的憲法の制定に伴い、近代私法の中

核をなす民法典の公共の福祉と並び合せて、定型化するに至ったのである。個人主義より団体主義へ団体主義と統一主義と道徳規範の成文強化へと成文法への介入と侵入を強調する所以である。⁽⁴⁾

如上は個人主義より団体主義への法思潮を一瞥したのであるが、さらにまた典型的で前代的な私法理念から脱却した近代民法の指導理念は、契約自由の原則、所有權不可侵の原則、過失責任の原則等々によつて共同経済社会の生活關係に君臨し、生活人の権利、義務の調整と調和に、私人間の紛争と衝突にといった安排に貢献し当代に至つたのである。しかるに科学の進歩、ことに自然科学から招來する無限の發明發見、これらの成果を保護、助長すべき近代法の指導理念は、その対応に苦慮困却し、他方厖大化する経済活動は益々複雜多岐に拡大、山積し、その様相を觀取するのみである。かくの如き情勢下にあつて、法律と経済との跛行的共存は、法律と経済との調和と調整に強調するに他なく、近代法の原則は社会的、団体的的理念の基に制限せられる他に活路を発見し得られない事況となつたのである。⁽⁵⁾かくて公私の福祉の法理、信義誠実の原則・権利濫用禁止の法理等が成文化されるに至つて、一段と近代市民法たる民法は社会的、団体的色彩を添加することとなつたという次第である。

さて上来より概説してきたように、民法は一般人の法律生活關係に融合し、なじむに至つており、他の諸法との関連においても民法は本来的法の機能を喪失することなく、嚴然として共同経済社会に存立し、自主的、建設的調和によって率先統御する処に伝来的民法の眞の意義を有するものであり、将来への指針と市民法としての民法を社会的で団体的民法として希求するものである。かくの如き理解から市民法たる民法は、その内部的組成を変様しつつ社会的で団体的民法、あるいは民法の団体法化が浸透、益々顕現するに至るという可能性を強調する次第である。⁽⁶⁾

とりわけわが民法法典における物權法は、団体的所有を唱導するに団体法（経済法）の示唆を教示するのである。

それは共有・準共有に関する、入会・合有に関する規定であり、総有に関するこれら団体法的法概念である。

物権法・債権法における個人主義は、個人本位から団体本位に転換の諸相を共有・準共有と入会と合有と総有に窺知することができよう。

以下これらの諸機能について漸次瞥見してみると団体法的色彩を包含していることが理解され得るであろう。

注

- ① 中世法を特徴づけるものとして表象されるゲルマン法は、封建的色彩の最も積極的な基盤の上に消極的にとどまっていたということ、またローマ法と対比して結局はローマ法の法思潮を継受したのであって、それが宗教、及び習俗等によってローマ法の個人主義と団体的、共同体的主義とに対比せられるところに顕著なる差異が認められる。
- ② 橋本文雄著、社会法と市民法、有斐閣、三二〇頁参照。
- ③ 常盤敏太著、民法から経済法へ—未川博士「民法及び統制法の諸問題」—一橋論叢一〇巻四号、参照。
- ④ わが民法典は第一条第一項に「私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ」とい、第二項は「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠実ニ之ヲ為スクトヲ要ス」と規定する。
- ⑤ 第二次大戦後の改正諸法の中に窺知することができよう。ことに改正民法における身分法に関し、なかでも共同相続—相続財産の共有に関する第八九八条の如き、法定相続分に関する第九〇〇条の如きは如実に個人主義的配慮を排斥していることが窺われるのである。
- ⑥ 一例を引用すると入会権の如きである。

一 共有の団体的関係

共有なる概念は複数なる二人以上の者が、ある財物を所有する所有権の一形態である。しかも所有する財貨物は一物一権を理想的とし最も好むところであると考える。或る財貨物について、数人が共同で所有することがあり、これらの場合、ときとして一物が不可分であることがあるから共有なる現象が生じ、かつ数人がその共有物に対する各其人個々の持分につき権利行使、義務の履行を共同して負担する状態である。

これを要約すると一個の所有権が複数の自然人によって、その持分を共同で所有する態様であると理解することができよう。^①

共有はその形態を一般的に三つに分別して、共有・組合共有及び社団所有と指称し、また共有の法的構成について見解を二分別し、一方を団体的より考察し他方は個人的より考察を試みてその論述をしていることが窺われるのである。^②

さて、わが民法は共有物なる表現をもつて第二四九条以下第二六七条まで規定し、共有關係について所有権の権利義務を確定しているのであるが、これは共有は複数人が一個の所有権につき均等に権利行使を是認する制度である。すなわち数人が各個との持分に応じて一個の所有権を有する態様である。

従つて共有者は持分に応じ独自に権利行使すると同時に義務を負荷しているのである。また共有物の分割については、一定の条件つきで分割ができる（民法第二五六条）るとされている。また共有物によつては現物分割と価格分

割との何れかによつて分割される。また所有権を除く財産権として地上権・用益物権・著作権・特許権等があるが、これ等の権利についての分割は民法第二六四条によつて分割の目的を遂行することができよう。

上來に瞥見したように共有における各人の持分権は質的には所有権であり、自由に処分ができる、何時でも共有物の分割を請求できる権利を有するのである。このような理解に立脚するとき、極めて寛大であつて個人主義的に思考されようが、しかしその反面、共有者はその共有物について並立ながら義務を負担しなければならない。すなわち個々の共有者は他の共有者の同意がない限り共有物に対する変更をなすことができない(第二二五一条)また個々の共有者は自己の持分につき管理費用その他共有物にかかる負担に応じなければならないとされている(第二二五三条第一項)。

如上に概説した事情で理解すると、共同で所有する所有物は各個持分に応じ、いつでも特定の事項(民法第二二九条)を除き権利行使ができるとされるが、総一して概観すると共有についての成文規範は、独自の規範の中に連帶で共同的志向を内包していると考えるのである。前者にあつては最も明確に团体主義的思考が感受されるし、後者については極めて消極的ではあるが私的所有権の個人主義的思考と团体主義的思考が並立して感受されるのである。すなわち民法第二五三条第一項の前段においては個人主義的所有権の色彩が濃厚であり、後段においては团体主義的所有権の色彩が濃厚であることが理解されるのである。

かくの如く共有物についてはその変更処分等につき共有者全員の同意を必要とする処に团体主義的法の一端を窺知することができる。また実体法上組合財産・共同相続財産の如きその性質上において合有と理解される傾向のものも民法典においては共有と明確に規定し、呼称されている(民法第六六八条及び第八九八条の如きである)が、これらはとくに一考要する処であり、共有か、合有かの論点が焦点とされる所以である。

又、株式についての共有は商法第一〇三一条第一項に「共同シテ株式ヲ引受けタル者ハ連帶シテ払込ヲ為ス義務ヲ負フ」と規定し、船舶共有については、その業務執行につき商法第六九三条の如き船舶共有の船舶利用に関する決議事項において「……共有者ノ価値ニ従ヒ過半数ヲ以テ之ヲ決ス」とするが如き、又商法第七〇一条第二項の後段において、「……其航海ニ関スル計算ヲ為シテ各船舶共有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス」とするが如きは、利用および管理人等の権利義務の権限関係を規定することによって、これら諸条文の中に消極的ではあるが団体的思潮の一端を窺知するのである。

如上に瞥見してきたように共有は複数なる自然人が参加して、使用・収益・処分を取り結ぶことであつて、伝来的慣習によつて農山漁村において、共有地と称する山林原野が存在し、その山林原野に立ち入つて樹木の伐採、牧草の刈り取り、枯枝等の収集、焚料の採集、ときとして建築用資材の利用に供する雑木の伐採取等、広範囲におよび、使用収益している事情を観取することができる。⁽⁴⁾

如上に概説してきた事情の中には、共有の共同体的団体的所有の濃度が理解されるであろう。

注

① 我妻栄・有泉亨著、民法1・総則、物權法、二八六頁参照。有斐閣。

勝本正晃著、前掲書二三八頁一二三九頁参照。

舟橋諄一著、前掲書三七三頁一三七四頁参照。

② 舟橋諄一著、前掲書三七五頁参照。

③ 中川善之助、泉久雄著、相続法一九五頁以下二一八頁に詳しい。

④ 舟橋諱一著、前掲書三七四頁参照。

三 準共有の団体的関係

準共有は、その本質においては所有権の共有と異なる処がないと思われるが、わが民法は所有権以外の財産権につき複数人が所有することを準共有と命名し、共有の規定を準用することとした。このことは共有が共同所有の一形態であつて、多数人が一個の所有権を分量的に持分する態様をいうのに対し、数人にて所有権以外の財産権を有する場合においても共有に関する規定を準用することに他ならないのである。従つて民法第二四九条以下第二六四条までの規定は一個の債権について数人が各々その持分に相応じてこれを所有する状態に適用される条項である。以下は準共有として容認する財産権としては、地上権・永小作権・地役権・抵当権・鉱業権・著作権・漁業権・商標権その他各種の無体財産権等は既述の共有の規定が準共有として適用されるものとしてあげることができよう。^①また債権についても準共有が成立し適用されるとするものが一般的であると理解することができよう。^②

債権の準共有との意味合いは一個の債権上に複数人が各自その持分に相応してその持分を所有することである。従つて数人の持分が一個の債権となるには、その持分が合体することであり、また合体してより大なる効力を發揮することができよう。このような理解は団体的思考を最もあらわに表白し把捉されるところである。債権の準共有者は、その債権の持分に応じて処分することができます。その反面、既に述べた如く持分によつて一個の債権を所有していることであるから持分債権者は債務者に対し、自己の持分につき給付を請求することはできないと同時に、履行の請求、

債務者の履行、これらは全共有者が共同してはじめてできるのである。

また債権の準共有は一個の債権の上に数個の主体が存在し、その債権上に介入関与し、また持分においては一債権ではあるが、通常の債権の如く全効力としての行使ができないと考へる。さらに一個の債権上に関与するその持分債権は、内部的相互関係あるいは外部的関係において独立であると理解することができる。

さて如上に概観してきたように準共有は所有権以外の財産権について、數人にて有する場合、共有に類する法律関係を生ずるのであり、また債権についても準共有は成立、共有規定を適用されると理解するのであるが、債権についての準共有は多数当事者の債権関係、不可分債権関係等の諸規定が適用されると理解するのである。^③

以上諸財産権について準共有との関係を概説したのであるが、準共有もまた団体的共同所有の態様をもつものであり、これら闇説の過程のなかで準共有の団体的、共同体的意義が理解されるであろう。

注

① 鉱業法においては共同鉱業権者につき、鉱業法第四四条第五項は「共同鉱業権者は、組合契約をしたものとみなす」。

また漁業法においては漁業権の共有につき、その第三三一条第一項は「漁業権の各共有者は他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない」。

② 勝本正晃著、債権法概論、有斐閣、二三七頁—二四〇頁参照。

舟橋諄一著、前掲書、三九四頁—三九五頁参照。

③ 舟橋諄一著、前掲書、三九四頁参照。

四 入会の団体的関係

入会は一定地域の住民が一定の山林原野等で共同して収益する権利であつて、具体的には、山林原野の枯木・雜木・雜草等を採取し生活の資料に供し、農山漁村における住民にとっては重要な生存権的権利であるということができよう。^①

第二次大戦前においては農山漁村民にとって共有地は農山漁村民と共に生活資料の一助となつていたことは周知のとおりであり、第二次大戦後の農地改革等による社会化のため解体の一途を辿つてゐることが窺われる。入会に関する事情は、わが国では鎌倉時代に成立し、漸次その入会なる形態が完成されるに至つたとされている。入会はその介入の形態によつて私有地入会、公有地入会および官有地入会等に分別され、これらの名称によつて呼ばれている入会は、近代的所有権の総有的意義における官有的見解によつて、おおむね理解することができる。このことは入会それが自体が江戸末期から明治期における過渡的所産（権力主義）によるものと理解するのである。

民法は共有それ自体、もし共有なるものが存在するとするならば、これを肯定し、共有それ自体一定普遍でなくして複数的現実が存在し、これが実在を二分別して実定法上規制している処である。しかも入会については、わが民法は入会それ自体、共有の性格を有するや否や、また共有の性質を有するや否やを究め、その可否によつては入会それ自体を左抵右悟し、共有の性質を有するもの、共有の性質を有せざるものと分別している。すなわち共有権の規定を準用する民法第二六三条・地役権の規定を準用する第一九四の如きはその例である。しかし他方において入会権の

性質は土地の総有、あるいは他人の土地に対する収益権の総有と解されるから上述の民法の規定は妥当を欠くともいわれる見解がある。入会はこれを伝来的的人的性格において顧慮するとき、少くともこの入会は慣習上の理解によつて占有ないし所有取得し、気むずかしい契約、形式的な話し合い、時効などという法概念のそれでなくして、入会権者の資格、入会の諸条件、態様等はその唯一する入会団体の内部的規約によつて決定される。すなわちその内部的規約は潜在的、伝統的な日本的性格における家族的情味とでもいうべきムードの表徴を加味することによってみとめられる。組織体であるが故に組織員（団体員）全部に附与されている権利行使は、各個それぞれ均一平等である。また諸所有権が権利行使の実行に當り、必要によつて権利行使のための不可欠な要件として登記、登録という事項をもとめているのに対し、入会権については、これらの登記すべき権利を排除している。⁽⁴⁾判例は入会権の社会的、団体的責任所在の連帶を積極的に認容し、登記の欠缺を認容して、これが第三者への救済をなしている。すなわち第三者への対抗要件を登記、登録なくして認容しているのである。このことは裁判所が入会なる観念を共同体的、団体的に理解した証左に他ならないと理解するのである。

しかし他方、入会権の消滅についての権利行使の可否は権利者全員の同意を不可欠としていることは言うまでもない。このことは入会が社会的連帶責任の文化科学的な側面を有するものであり、單一体として結合したものであり、多教人の組織的結合体であることをその要素とするもので団体性を有し、団体行動をなすものである。入会権について、わが民法典はわずかに二ヵ条を設けている。すなわち実定法上は民法第二六三条、第二九四条をそれぞれ規定しているが、既に一瞥し理解した如く、入会は元來ある地域において住民が共同して一定の場所を利用し収益する慣習上の権利であると理解し、入会には共有の性質を有するものと、地役の性質を有するものとの二つに分別して理

解することができるとしても既述のとおりである。

共有の性質を有する入会権は入会地の地盤と地盤上の毛上のすべてが一部落または更に細分された隣組的住民たる団体に所属するものと理解するのである。また地役の性質を有する入会権とは入会地の地盤は他人・他部落の所有に属し、地盤上の毛上利用権のすべてが住民たる団体（入会権者の総有）に所属すると理解するのである。⁽⁵⁾

既述の如く入会は共有的性質、地役的性質の二面性を有するこれら個々は広義において共に団体的、共同的要素を含有していることが歴然として二つながらに観取することができるるのである。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

注

- ① 舟橋譲一著、前掲書、四三六頁—四三七頁参照。
- ② 高柳教授は入会権の理解を総有の形態をとつて、団体的機能をもつていたと指摘される。
- 高柳真三著「日本法制史」〔有斐閣、二〇九頁参照。〕
- 石井良助著「日本法制史概説」創文社、三一二頁—三一三頁参照。
- 隈崎渡著「日本法制史概論」春秋社、一二三頁参照。
- 国家、權力による強制的禁止行為であることが窺われる。
- 川島武宜著「所有権法の理論」岩波書店、二〇三頁—二〇四頁参照。
- 舟橋譲一著「前掲書、四三九頁参照。」
- ④ 繼続的に共同収益しているという公然の事実（実体）が暗黙の中に公示の役割を果していいるという理解である。
- しかし近時、近代的権利関係に転化しつつあるから今後はむしろ入会権の公示について法的措置が期待されるべきであろう。
- ⑥ 各地方の特性（慣習）により、また共有、地設権の規定を準用するしまだその性質は土地の総有または他人の土地に対する収益権の総有、換言すると収益権の準總有と理解されるから民法第二六三条、第二九四条は妥当でないとする見解がある。

舟橋諄一著、前掲書四四七頁—四四八頁参照。

⑦ 平野義太郎著、「ローマ思想とゲルマン思想」有斐閣、一二〇頁参照。

五 合有の団体的関係

合有は別名を合手的共有または総手的共有ともいわれる。

元來が古代ゲルマンにその起源を有していると理解されている。^① しかも団体的に濃厚な総有と共同所有の一形態とはいえ、個人所有へ合有物の持分を転化しようとすると志向が両者相対象してその欠陥を補つてゐると顧慮される。このような理解から合有は総有と共有との両極に交渉を有する中間的共同所有の形態であると理解するのである。概して積極的に理解すると共有に近似した法的行動を有し、各人が分數的割合の持分権を有する処から共有と同視されてゐる。また共同目的のために拘束を受けることは勿論であり、持分権においても一定の制約があることは、共同的目的のためにはその団体の統制に服することが当然でもあらうからである。それは処分権や分割請求権についての拘束的制約である。端的には独立の物権のように取り扱われないからである。他方、共同目的の継続中であつても団体員の地位と共に持分権を処分、脱退なし放棄することは可能であり、また共同目的が完了すると所有権の性質と同様に自由に持分権上の行使ができる。

合有はわが民法においてその観念を認容した成文はないが、信託法第二四条「受託者数人アルトキハ信託財産ハノ合有トス」と規定して共同受託者の合有を認めている成文を見る事ができる。しかし組合財産に関する共有、身

分法上における共同相続の遺産に関する共有、これら共有の性質につき共有ではなく合有であるとする見解がある。⁽²⁾組合財産については民法第六六八条に「各組合員ノ出資其他ノ財産ハ総組合員ノ共有ニ属ス」として組合財産の共有を認め、また共同相続に関しては民法第八九八条「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」として被相続人の相続について財産相続の共有を認めているが、前者については権利能力がないから財産についての主体性を認める訳にはいかないが、組合員の集合ということから団体性を有し、共同目的の達成ということを志向しているから制約を受ける点は、単なる共有とはその趣旨を異にしていると理解される。したがつて民法第六七六条第二項の如き「組合員ハ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得ス」として清算前の組合財産分割を禁止し、または第六七七条の如き組合債務者の相殺を禁止している。その他組合員に対する債権者の権利行使、組合内部、組合員相互について種々の制限が規定されている。

如上の組合財産に関する共有、共同相続財産に関する共有それぞれを相互に関連考究すると、これら適用の共有の概念は、むしろ共有と合有としての性質、すなわち共有的合有の性質を内包するものとして理解することができよう。また組合財産に関して特別法（労働組合法第一一条）上の組合（労働組合の如き）の財産は法人の財産として各組合員の財産から独立している。このことは法人格を有することとして当然の帰結であるといわねばならない。さらにもう、労働組合の有する財産につき民法を適用（労働組合法第十二条、準用規定）し運用に依存しているのであるが、企業体の内部における既成の労働組合の分裂等による第二組合の結成等を策定し顧慮する時、その成立等とも関連して一考を要する処であり、民法の準用規定の適用より脱皮することの可能性を強調するものである。後者の共同相続財産については、数人して被相続人の財産につき共同で相続することである。共同相続にかかる財産は明確には

被相続人の死亡によって、はじめて相続の原由となることであり、従つて遺産に拘わる被相続人の相続は、既に述べた如く死亡による被相続人の財産を継受することに共有をもつて規定（民法第八九八条）⁽³⁾している。しかし共有財産につき被相続人の相続人に共有をもつて望むべきか甚だしく疑問を提供する処である。各相続人に分割される遺産は被相続人の死亡時点で固定化された現状（当時）で複数の相続人は共同所有関係が発生するかまたは合有関係が発生するかの何れかであろうが、遺産分割の完結をみない限り、すなわち相続財産の発生時（被相続人の死亡時）と相続財産の各群が集収総一された時点との二方面から理解することができよう。すなわち前者は共有の観念であり、後者は合有の観念である。被相続人の個々の財産群が集収総一された時点で共有の観念を喪失し合有なる観念に移行、転化するという次第である。しかし如上のように理解することが法理念から妥当を得ていているかどうかは別としても両者間に実益上特段の得喪を発生せしめる可能性は渺いと考える。

すでに共有あるいは合有について闇説した処であったが、このことの理解によつて物権的持分権の理解、すなわち所有権の観念、使用・收益・处分、また債権・債務にかかる諸問題の提供、分割の可否とこれらに伴う遺産相続個々人の債務的、債権的責任、税法上相続税による税額負担（被相続人各人のあん分割合）等これら盤根錯節した諸問題が共同相続人に負荷され、その分割持分の軽重によつて相続財産に影響を与えることが思考される次第である。

注

- ① 舟橋謹一著、前掲書三七四頁参照。
- ② 舟橋謹一著、前掲書三七四頁参照。
- ③ 山田景著、ドイツ法概論、有斐閣二一七頁参照。

③ このことは被相続人の死亡による相続は不可避なものであるから、相続を積極的に前面へ押し出すと共同相続財産は含有として理解されることが妥当ではなかろうかと顧慮するのである。

六 総有の団体的関係

総有は多数人による共同所有の一形態を指称し、所有権が質的に分割所有される財産の使用・収益・処分の権能は総有を組成する共同体に所属し、従つて各団体員の権能に属するものである。総有はまた入会権の性格を有するといわれるが、入会それ自体は元来個人主義的なものであり、総合全一した所有の中に介入する処から総有の性格を含むするといわれる所以であろう。また総有は個人主義的色彩が濃厚であると思考されるローマ法的觀念の共有と異なり、ゲルマン法の総有の觀念に基づくものである。さて組成する各個々の団体員は持分権を有しないし、また分割請求権も存在しない。すなわち権利の存在を認めないのである。このような総有の態様からして各個々の団体員の権利は団体員の資格の得喪に伴い、団体による管理処分に参与する権利、使用収益する権利、これら権利が単独に独立して処分されることはないと理解するのである。さて、総有の団体法的理験のために、労働に関する諸法に関連してみると、かつて雇傭契約関係が民法の雇傭契約に依存、その適用と運用によってその使命を遂行してきたが、その経緯を顧慮するとき民法の雇傭に関する前代的諸規定は労働諸法の団体主義的思考によつて後退しつゝあることが観取されるのであり、基本的人権を基盤に前代的個人主義の積極的なものから後代的総一主義の積極的志向が、その發展と運用によくその使命を全うしてきていることが観取される。

また総有は一種の団体であり組織体であるが故に、個々の団体員としての資格の得喪、団体員としての管理処分の要件・方法、団体員として使用・収益・処分等の態様はすべて団体内部の規範によって規定・運用されるのである。このような態様から総有は最も団体主義で総一主義的な共同所有形態として共有と対立するものである。所有形態としては個人主義的所有が先行するのが原則的立前であるから総有は法人の単独所有か、または共有的合有に変形される動向にあるとも理解されるのである。⁽⁴⁾

如上に瞥見した如く総有は共有における共同所有の諸形態の一つであつて、法人格なき団体である自然人の総合体に所有権の帰属することをいい、団体の組成員である各自は、そのものを利用することができるが、権利それ自体は団体である総合体に存する点において共有と異なるのである。このように理解すると、総有はあたかも団体とその構成員とに連繋従属する處の団体的所有であるとも理解することができる。わが民法においてはすでに瞥見したように入会権が共同所有形態のなかで最も団体的色彩の強い総有であることはすでに概説した処である。

注

① ゲルマンにおける村落共同体の典型的共同所有の態様である。すなわち共同体の色彩が濃厚であり、団体的それである色彩が共同所有の形態である。なお詳しく述べ平野義太郎著「ローマ思想とゲルマン思想」有斐閣、を参照されたい。

総有に介入する入会は日本的性格の入会部落に慣習的要素として見出される。

② 原田慶吉著「ローマ法」有斐閣、一二二頁—一二三頁参照。

③ 団体的色彩の強い共同所有關係である総有は、ただ目的の使用、収益をなし得るだけにとどまる。このことは団体は組織体であり、組織によつて団体的行動をなすものであり、団体自体活動力を有し、意思の主体でもある。また特定の目的のた

めの結合体であつて、団体自体に目的の主体である。団体自体がある目的を有し、その目的遂行のために活動するものであつて、各個々人は、その所属員として団体的活動の結果による利益を享受するという次第である。

すなわち団体は多数人から構成される単一の結合体であつて、その結合体は全部と分子との相互相関関係がある。

このことから入会権が団体法の領域に包含されると理解されるのである。

④ 川島武宣著、所有権法の理論、岩波書店、一〇三頁—一〇四頁参照。

七 おわりに

民法における共有・準共有・入会・合有および総有について総観闡説したのであるが、これには歴然として共同的・団体的因素が濃淡の差はあっても包含していることが理解せられる。これらを総括するに、共有にあつては個人主義的共同所有形態であり、準共有にあつても共有と同じく個人主義的共同所有形態である。

入会にあつては団体主義的色彩の強い共同所有関係であり、合有にあつては共有と総有との中間的存在の形態であり、持分や目的物の処分も一定の範囲で容認される。

また総有にあつては団体主義的色彩の強い共同所有関係である。

また団体法との関連において、財産法が概して物権、債権を基盤に契約と取引を中心とし、債権、債務を表面に法の展開を示しているのに対し、身分法は人間の肉親の情義という倫理觀を基に展開している処に両者の基本的相異があると考へる。

しかし身分法のすべてが非財産的法の体系を整えているという訳ではない。身分法においても財産法的規範によつ

て律せられているものもあり、とくに親族財産法と直接関係の発生する相続法による相続財産の如きは、複雑な諸問題を惹起する原因ともなる公法（税法）的問題を含んでいると顧慮される。

さて身分法に関連してこれが成文法上は次の如くである。すなわち個人の尊嚴を基盤に人間平等の観念が成因して前代的人格の差別を排除し、団体的思考の基に、例えば共同相続にかかる相続財産の共有は、民法第八九八条に、また相続分にかかるその配分方式は民法第九〇〇条に、分割にかかるその基準等については民法第九〇六条にといった按排に相続に関する共同的、団体的志向の法意識が成文の中に窺われる所以である。

如上に概説してきたように身分法においては民法典の中に調整・收受し、前代的男子たる長子の専属権的、世襲的個人主義の相続権を排除して、被相続人につきかかる相続人等の権利義務を衡平・平等化して身分法に成文規範化したことは、共同的、団体的思惟を寛容、收受した処に身分法の団体法的意義を理解する所以である。

参考文献

- 舟橋有一 「物権法」 講文閣。
- 勝本正晃 「債権法概論」 有斐閣。
- 平野義太郎 「民法におけるローマ思想とゲルマン思想」 有斐閣
- 中村宗雄 「民法」 敬文堂。
- 中川善之助・泉久雄共編 「相続法」 有斐閣。
- 美濃部達吉 「法の本質」 日本評論社。
- 橋本文雄 「社会法と市民法」 有斐閣。
- 山田 晟 「ドイツ法概論」 有斐閣。

民法の団体法的関係（宮司）

川島武宣 「所有権法の理論」 岩波書店。

我妻栄・有泉亨、「民法1」一粒社。

高柳真三「日本法制史」〔有斐閣〕。

中田薰「明治初年の入会権」（法制史論集第二巻所収）。

石井良助「日本法制史概説」創文社。

隈崎渡「日本法制史概論」春秋社。